

福祉情報誌

編集/社会福祉法人AJU自立の家
福祉情報誌発行委員会
発行/AJU車いすセンター
AJU自立生活情報センター

連絡先/〒466-0015
名古屋市昭和区御器所通3-12-1
AJUリサイクル相談事業部内
TEL (052)851-0059
FAX (052)851-0159

暮らしに役立つ、ちょっとわくわくすることがある、そんな情報を贈ります。

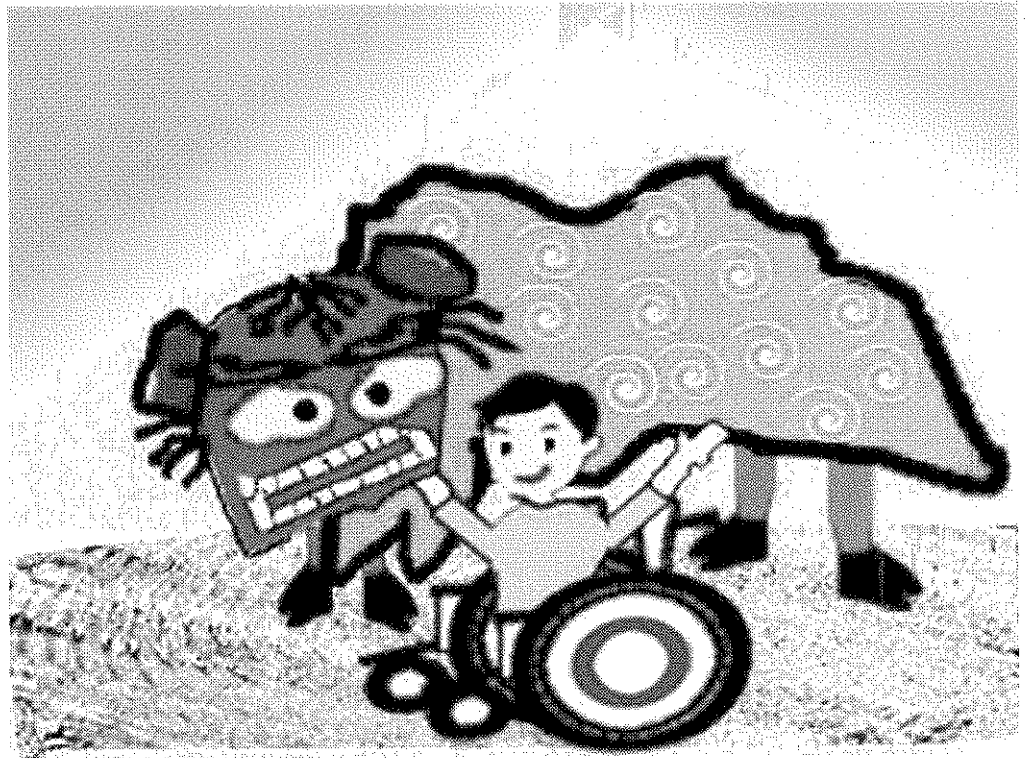
平成19年1月2日(毎月第1日) 増刊AJU週刊 第7690号
昭和54年8月10日 第三種郵便物許可
発行所/東海身体障害者団体定期刊行物発行協会
名古屋市中区丸の内3-6-43 みこころセンター4F

AJU自立の家

第85号
2006年12月20日号
定価**250円**

テーマ

あなたの声に こたえます。



絵 森みゆき

はじめの一步をふみだしたあなたへ

- あなたの声に応えます 1
「利用料不払い運動って?」
- 福祉制度情報 5
「出直してよ! 「障害者自立支援法」
- あなたの声に応えます 7
「通信教育課程のある大学って?」
- 人・活動紹介 9
「NPO法人交通事故サポートプログラムと
代表の大下さん」
- さつきの突撃体験レポート 11
「第6回 二次障害シンポジウムの報告」
- かつきのページ 13
- トラベル情報 14
「エジプト9日間」「台北4日間」
「済州島3日間」
「スウェーデンケア視察ツアー8日間」
- お宿情報 沖縄 15
「ホテルロイヤルオリオン」
「パシフィックホテル沖縄」
- 福祉用具のリサイクル情報 17
- 読者の声 18
「近隣市町村のオムツ補助制度」
「魔法の一本針作品展」
「バリアフリー着付け」
- いろいろ情報 21
「名古屋市障害福祉計画(案)の意見募集」
「障害者の権利条約、国連総会で成立」
「駐車禁止除外指定の方法が変更」
「イエローリボン・ピンバッジ」
「ピア・カウンセリング集中講座」
「名古屋市地下鉄」「三重交通のCAN」
「バリアフリーライブin可児」
「日帰り貸し切り温泉」

わだちコンピュータハウスの 「利用料不払い運動って??」

読者の方から「新聞やテレビなどで取り上げられている授産施設の利用料不払い運動について教えてください」という声が届きました。本誌編集委員の私（でっちゃん）が働いている施設なので、私がお答えします。ちなみに、私はそこで授産会計（みんなで働いて得た収入）の経理担当をしています。



はじめに

今年の4月に障害者自立支援法が施行され、法的には、私が通っている「身体障害者通所授産施設 わだちコンピュータハウス」（以下「わだち」）も、施設サービスの費用の1割の自己負担（以下施設利用料）と、食費の実費負担をすることになりました。全国の作業所や授産施設などでは、働いて得たお金より施設利用料が上回る逆転現象が頻発し、施設をやめる障害者、やめようかと迷っている人がいると聞いています。そんな中、4月施行当初から私たち「わだち」の利用者一同は、障害者自立支援法に基づく施設利用料について、これを支払わないことを決議し、今も不払いを続けています。

「わだちコンピュータハウス」とは

昭和59年、障害を持つ仲間が集まって作った「愛知県重度障害者の生活をよくする会」という障害者運動から「AJUわだち作業所」が生まれました。当時、全国には2,000あまりの作業所がありましたが、手先を使った袋詰めなど単純な作業がほとんどでした。そんな状況の中、手先に障害のある私たちは、年金プラス労働収入で経済的にも自立することをめざして、自分たちの能力を最大限に生かした仕事を考え、コンピュータに出会いました。そして、簿記やコンピュータの勉強をした人達が、「毎日集まる場

所がほしい」「働くことを通して人間的自立を果したい」ということがきっかけに、「わだち」ができました。その後、平成2年4月より、現在の「身体障害者通所授産施設 わだちコンピュータハウス」とになり、年間売上げ1億円、平均工賃10万円を突破することができました。重度の四肢まひが主力の授産としては、全国でも異例の快挙だと言われました。

仕事内容は、データ入力・加工、ホームページ制作、システム開発、アンケートの企画・集計・分析、テープ起こし、発送作業、行政計画、街づくり計画など、障害当事者の視点を活かしたコンサルティング業務などを行っています。また、施設運営（給与査定、予算作りなど）についても、私たち障害当事者自身が主体的に関わっています。



不払い運動の理由

厚生労働省に提出した決議文より

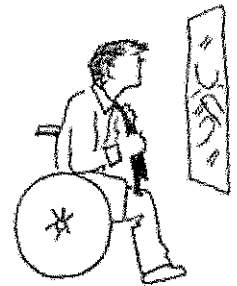
4月1日障害者自立支援法がスタートし、障害者福祉が大きく変わります。中でも応益負担制度(*1)の導入は私たちの生活を直撃しようとしています。私たち障害者は福祉サービスを利用しなければ、社会から全く隔離した生活となってしまいます。福祉サービス利用は生きていくために必要な手段ですが、障害者自立支援法は私たちが生きていくために最低限必要な手段に対して、否応なく応益負担を課すことを決めました。

私たちはどんなに重い障害を持っていても、日本国民の義務(*2)として働きたい、社会人として就労したいという願いを強く持ってきました。しかし、たとえ能力があっても、ただ手が動かない、歩けない、言語障害がある等というだけで、就労という場から社会的に徹底的に排除されてきました。今なお、重度障害者に一般就労の機会がない現実(*3)は変わっていません。社会全体の仕組みが変わらない中で、一方的に福祉的就労の場に応益負担を課せられることは、私たちには到底納得できません。

私たちが利用するわだちコンピュータハウスは、社会的貢献や自立生活の実現のために働きたいという願いから、一般就労の機会から排除されてきた仲間が集り、この16年間一所懸命働

き、授産工賃と障害年金で社会的経済的自立ができるまでになりました。

しかし、この度の障害者自立支援法の施行により、私たちのこれまでの努力は根底から覆くつがえされることになりました。働い



て収入を得るためになぜ多額の利用料を払わなければならないのか。働く意欲が殺そされるほど、全く理解できなくなりました。

単に1割負担という問題ではありません。全国の仲間を目を向ければ、働いて得る工賃収入以上に利用料を支払わなければならない者が圧倒的多数です。さらに低工賃故に障害者年金一級83,000円弱の収入が唯一となる仲間は少なく、彼らにとっては収入の5割負担となるのです。

例えば、障害年金1級の仲間は、全国の最低基準とされる3千円の工賃を得るのに、利用者負担は最大24,600円（施設利用料+自宅での介助サービス利用料なども含む）+食費（一食650円×22日）+交通費で、5万円強の負担増（食費込み）が強いられます。これまで障害年金を主たる収入として自立生活を実現してきた者にとって、生活の継続は不可能となります。通所サービスを諦めて家の中で何もせずただ寝ているだけの生活か、親の庇護ひごの下での生活することしかできなくなります。

(*1)応益負担: 受けたサービスに応じて負担すること。必要なサービスが多いほど負担が増す仕組み。つまり、働けば働くほど負担が増え、また、障害が重くて介助量が多い人ほど負担が増える。以前は、それぞれの収入に応じて負担する「応能負担」だった。

(*2)日本国民の義務: 日本国憲法の国民の三大義務「教育を受けさせる義務」、「勤労の義務」、「納税の義務」

(*3)重度障害者に一般就労の機会がない現実: 昭和52年に、民間企業(「常用雇用労働者数」が56人以上の一般事業主)、国、地方公共団体は、一定の割合(現在は1.8~2.1%)で障害者を雇用しなければならないという「障害者雇用促進法」が制定されたが、現在まで一度もその割合に達したことがない。景気が良くなっている愛知県でも今年6月現在で1.45%、県内企業で法定雇用率に達している所は40.4%。

障害当事者の置かれた実態やニーズに基づかないまま制度設計がなされ、また十分な準備期間もないまま、施行の間際になって重大なことが決定される仕組み自体疑問を抱かざるを得ません。3月29日付の国の通達では、週5日間を越えての通所施設の利用を認めないとの判断が土壇場になって示されました。わだちでは月曜日から土曜日まで週6日間、利用者と職員が一丸となり昼夜通して働いてきた結果、現在の売上と工賃水準を勝ちとってきたのですが、そうした現場の努力を認めないどころか、逆に工賃水準の維持を否定するもの。サービスの抑制だけを目的とした制度改革といわざるを得ません。

わだちコンピュータハウス
利用者は、利用者全員の合議により、障害者自立支援法のあまりにも大きな矛盾に抗議し、原則1割の利用者負担を不払いとすることを決議しました。このことにより、施設利用を拒否される場合には、憲法25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害するものとして、裁判に訴えてでも世に問うて行く覚悟です。

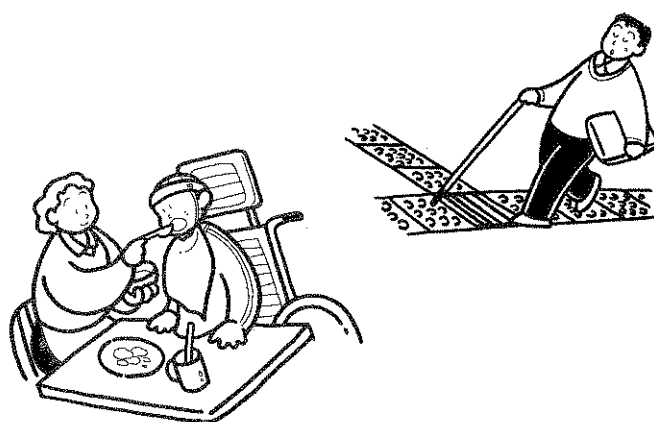


私たちは、一人の社会人として胸を張って働きたい。働いて自分らしく生活していきたいのです。ごくごく当たり前な願いを実現したいのです。何故月3千円の工賃を得るのに収入の5割を支払わなくてはならないのか。全国の仲間の大多数は、国の決めた制度の下、県や市町村の指導に対しても、それに従う施設の費用徴収に対しても、文句を言えない弱い立場に置かれています。私たちは障害者の自立を支援するどころか自立を阻害する制度に、怒りすら覚えます。このことは全国の福祉的就労を利用する仲間の声なき声であると確信します。

以上

不払いを続けることでの問題も・・・

施設側の運営費（職員の給与、光熱水費など）が、「わだち」利用者40人の不払いによって1ヶ月約40万が施設に入っていない現状です。6ヶ月以上、施設利用料を支払わない場合、施設「わだち」は利用契約により、契約を解除することができてしまいます。つまり、いつクビになってもおかしくないのです。しかし、「わだち」ができた経緯から、それはありません。職員も一丸となって闘っています。



全国へ不払い運動を呼びかけ

反応が鈍いのが現状です。多くの施設では、利用者負担がおかしくても「おかしい」とは言えないのが現実かもしれません。「わだち」は、これまで障害者運動の中で障害当事者自身が作り上げ、運営している施設ですので、私たちが声を挙げなければ問題は社会から見過ごされてしまいます。

この不払い運動がきっかけで、マスメディアでの紹介などを通して、身辺介助が必要な重度障害者が一般社会人と同じレベルで働いていることが少しずつ浸透していることを実感している。具体例をあげると、例えばこれまで障害者運動の中心は、「今までの生活レベルの向上、介助を多く利用できるように」という交渉であったが、「障害者が働いて収入を得る」ということをやっとな問題として上げようとしている気

運がある。「わだち」で、売上を上げるためにみんなが一生懸命働いて貢献してきたことがやっと日の目を見るようになってきたと思っています。

国が出した軽減措置

この10月から、自立支援法に、年間28万8千円(月平均24,000円)を就労収入より控除することで社会福祉法人減免(*4)の対象者を広げてる軽減措置ができました。年間28万8千円を手元に残すということです。厚労省はこれを大きく^{うた}謳っているけれど、手元に月に2万4千円残ったからと言って自立生活ができるのか。自立生活にはほど遠いと言う声も上げたい。障害者を馬鹿にしている。

今後の展開、新体系に移行？

「わだち」の選択肢は3つ。

- 就労移行支援
- 就労継続支援 A型(雇用型)
- 就労継続支援 B型(非雇用型)

自立支援法には経過措置があるが、平成23年までに移行しなければならない。

○A型を選択する場合

いろんな助成があつてメリットがある。いくら報奨金(*5)が出たり、職場介助者制度(*

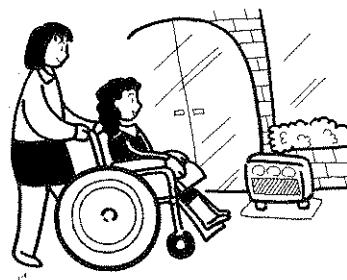
6)とか補助金が受けられる。一方、課税とかマイナス面もある。また、前向きに考えると労働権獲得もできるメリットもあるが、社会保険などの事業者負担が利用料負担額よりも大きくなる可能性もある。事業所と労使関係になるので、給与の評価も変わってくるか。給与は誰が決めるのか。今までの利用者主体のやり方が変わってくるかも？自分たちで決めたいという部分がどこまで残せるのか。

○多機能型(*7)でA型B型混在になった場合

同時に同じ空間で作業することが不可能になるのか。また、A型は、利用料を払わなくてもいいと示されているが、同じ施設の中でB型は、払いなさいと示されている。それをどう整理するのか。

などなど、課題が山積みだ。

今「わだち」は、メリット、デメリットを踏まえて「雇用」か「非雇用」の選択をする必要があり、みんなで議論しているところです。また報告します。



(*4)社会福祉法人減免制度:低所得で預貯金等の資産が少ない(単身の場合350万円以下)人などが、社会福祉法人が提供するサービスを受ける場合に、利用者負担を半額にするという制度。

(*5)報奨金:常用雇用労働者数が300人以下の事業主で、一定数を超えて身体障害者や知的障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて1人につき21,000円の報奨金が支給される。

(*6)職場介助者制度助成金など:障害者を雇用したり、障害者の安定した雇用を維持するために必要な、作業施設や設備の改善、職場環境への適応や仕事の習熟のためのきめ細かい指導を行うための助成金。8つの種類がある。 <http://www.jeed.or.jp/index.html>

●(社)全国重度障害者雇用事業所協会 〒105-0011 東京都港区虎ノ門3-2-2 虎ノ門30森ビル8F
電話 03-3578-1361 FAX 03-3578-1362

(*7)多機能型:複数の機能のサービスを1ヶ所で実施するもの。

出直してよ！「障害者自立支援法」

ずっと当事者が言い続けている「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」の声をよそに、本年10月より「障害者自立支援法」がスタートしました。しかし、納得いくはずのないこの法律に対し、全国各地の障害当事者やその関係者は依然反対の声を上げ続けています。そして、ついに与党が動きを見せています。昨今の動きを紹介します。

出直してよ！『障害者自立支援法』

10.31大フォーラム

「自立支援法」が採決されたちょうど1年後の10月31日、「根本から自立支援法をいちから考え直そう、出直して！」の呼びかけに、全国から障害の種別を越えたたくさんの個人や団体が厚生労働省前に集まりました。何とその数1万5000人。当日の厚労省前、日比谷音楽堂は身動きがとれないほどの人人人で、その中、全国各地の仲間たちが交代で「時間数が減らされた！」などと厳しい現状を訴えました。

フォーラムは、「厚生労働省前集会」、「国会議員要請」、「国会請願デモ行進」、「銀座でのピラマキ」、「東京方面デモ行進」と5つのグループに分かれ、「反対」、「出直して！」の声を上げました。



8つの要望

- 真に障害者の自立 地域生活を支援する制度を確立するために、当事者不在でつくられた「障害者自立支援法」の出直しを求めます
- 障害者の生活を直撃している「応益負担」の凍結を求めるとともに、障害者本人の実態をふまえた負担への変更を求めます
- 「できる、できない」ではなく「どのような支援が必要か」という視点から、障害者一人ひとりのニーズに基づくサービス支給決定の仕組みとすることを求めます
- 重度障害があっても地域で暮らせるよう、自治体が支給決定したサービス、地域生活支援事業に対して国が責任をもって財源保障することを求めます
- 介護、日中活動、ケアホームなど地域生活の社会資源を維持できるよう報酬単価 体系の見直しを求めます
- 真に「施設 病院からの地域移行」が進むように、「精神障害者退院支援施設」等の撤回と、ピアサポート等の当事者活動への支援 退院促進事業 地域での住まい確保策の充実を求めます
- 障害の定義や所得保障、扶養義務問題等、手つかずの基本課題の解決を求めます
- 日本でのノーマライゼーション、施設 病院からの地域移行実現のため障害者予算の飛躍的拡充と地域生活のサービス基盤整備のための特別立法を求めます。

呼びかけ人: 日本障害者協議会、全日本ろう
あ連盟、障害者の地域生活確立の実現を求める
全国大行動実行委員会

自立支援法の動き

当事者関係者団体の大きな反対運動の中、多くの自治体も国に対して「改善を」という声をあげています。そして、10月施行を前に、全国の多くの自治体は、「改善の声」をあげつつ、独自の負担軽減策を打ち出しています。

そんな中、自民党が動きました。新聞などでご存じの方も多いと思いますが、「自民党の障害者福祉委員会」は、①低所得者に対する自己負担軽減措置の追加、②障害者施設への補助の増額などの提案を出しました。その一時的軽減策を今年度の補正予算案に盛り込み、今年度内に導入する方針です。ただ、相変わらず一時的な軽減策であり、私たちが求めているものではありません。

補正予算は12月20日閣議決定されました。12月26日に全国障害保健福祉関係主管課長会議が予定されているので、そこで何らかの方針が出るのではないかと予測されます。

* 自民党の「自立支援法の円滑な運用のための改善策について」は、下記ページで見られます。

<http://www.kaigoseido.net/topF.htm>

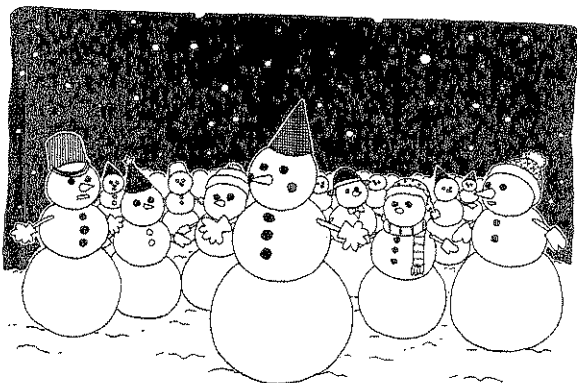


主な提案

- ①社会福祉法人や特定非営利法人(NPO法人)が提供するサービスを利用した障害者の1ヶ月の負担上限額を更に軽減する。現在、社会福祉法人減免で、通所とホームヘルプ、20歳未満の施設入所は、負担上限額を1/2負担軽減(12,300円、7,500円)しているが、自民党ではさらに半分に軽減(6,150円、3,750円)する。
- ②負担上限額が37,200円となっている課税世帯やNPO法人利用者も軽減対象とする。(軽減額はまだ未定)。
- ③障害者施設へ、事業者の収入が前年度の8割を割り込んだ場合に割り込んだ分を補てんする支援措置を導入しているが、さらに9割まで収入を保障する。
- ④通所施設で利用者を送迎する場合は報酬に加算金を追加する。
- ④視覚障害者の移動支援の充実
- ⑤小規模作業所に1ヶ所あたり110万円の補助を含めた支援
- ⑥グループホームの開業支援 など

さいごに

もう、何度も何度も言っていますが、障害のある人が制度を使えば使うほど自己負担が増えるという仕組みはおかしい!!だって、「障害」は病気や事故など個人の責任のレベルを超えたところで生じたもの。その「障害」があるゆえに「自分で起きれないから誰かに起こしてもらおう」、「食事を口へ運べないから誰かに口へ運んでもらおう」、「自分でトイレに行けないから誰かに手伝ってもらおう」、これは、人として生きる上での基本的な権利ではないでしょうか? だからこそ、生きるために必要な支援に対して利用料を求める制度はどうしても認められません。



通信教育課程で学べる大学・短大

「自分の都合に合わせて進学できる大学を探しています。情報を下さい。」という読者の声に、私玉村（頸随損傷、車いす利用）が応えます。実は、私も過去にこの通信教育にトライした経験があります。でも、レポートを手書きでするのが大変だったり、当時は介助サービスや交通機関などがほとんど整っていなかったため、スクーリングへ行き続けることが難しくリタイアしてしまいました。しかし、今は制度（利用者負担はありますが）や交通アクセス、インターネット環境も整ってきているし、通信教育部を開設している大学も増え、受け入れ態勢も徐々にですが変わってきているようなので、これを参考にトライしてもらえたらいいなと思います。

通信教育課程とは

課程を修了すれば、一般の通学制大学と同じ卒業の資格（学士）がもらえます。在学可能な期間は、ほとんどの大学が8～12年（短大は4～6年）なので、読者の方が言うように、自分の調子に合わせてたり、仕事と両立しながらでも勉強や資格を取ったりすることが可能です。これが、通信制大学で学ぶ最大のメリットでしょう。ただ、家で独りで勉強していると長続きできないのでは…という不安もあると思います。その工夫として、今は、インターネットのホームページ内の「掲示板」や「仮想キャンパス」があり、学生同士、教員などとのコミュニケーションがとれる大学も多くなっていますよ。

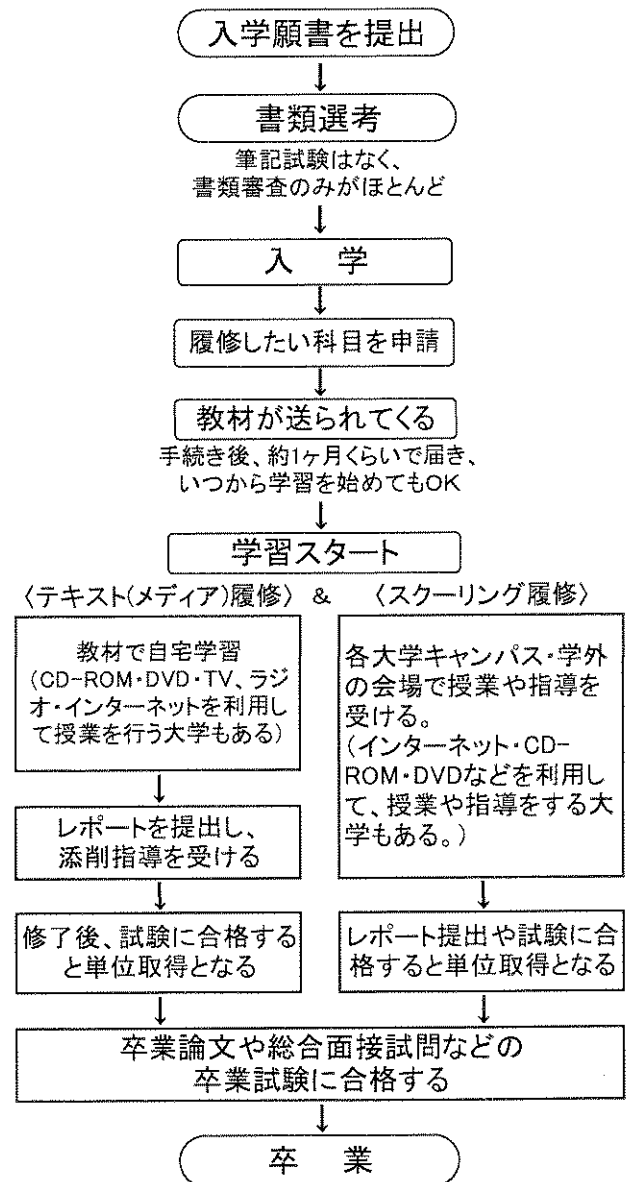
入学試験

- 入学時期は4月と10月が一般的。
- 通学制のような学科試験は行われず、原則として書類審査のみ。
（ただし、大学によっては小論文の提出、面接が課されることもある。）

〔主な必要書類〕（写真が必要な大学もある）

- 所定の入学志願書 ○ 健康診断書 ○ 戸籍抄本
- 最終学歴の成績証明書・卒業証明書（高等学校卒業者は調査書）
- 志望理由書（小論文が必要な場合もある）

入学から卒業までの流れ



学 費

- 入学選考（検定）料
（ほとんどの大学は10,000円）
- 初年度納入金
入学の際に必要な入学諸費（入学金や施設費など）+ 教育諸費（毎年かかる授業料や補助教材費など）
目安は、造形・芸術系の学科で25万～37万円、福祉系で14万～20万円、その他文系で7万～20万円程度となっている。
- スクーリング費用
ほとんどの大学でスクーリング受講料が別途必要。
目安は、1単位あたり約5千～1万円。
（交通費や宿泊費などは含まれない。）



**インターネットや本で
情報が得られます。**

- 社会人&学生のための 大学 大学院 net
<http://www.keikotomanabu.net/college/>
- 日経 大学・大学院ナビ：通信制
<http://campus.nikkei.co.jp/sc/>
- BetweenWeb 高等教育総合情報サイト
<http://betweenweb.jp/>

● 書 籍

『大学案内2005障害者版』 2,940円（税込み）
編集・発行 全国障害学生支援センター

<掲載内容>

- ・学生の障害種別や人数を掲載（過去に受験 入学 卒業した学生の状況が分かる）
- ・障害別に入試情報を掲載（それぞれの障害 について受験できるかどうかや入試での配 慮が分かる）

- ・入学後の配慮内容を掲載（授業での配慮 支 援内容・障害学生が相談できる窓口・点訳、 手話通訳などにかかる費用負担 通学、学 生寮や下宿紹介の状況が分かる）
- ・障害者対応の設備や補助機器の状況を掲載 （キャンパス内を車いすですぐに移動で きるかも分かる）

◎注文

- ・インターネット <http://www.nscsd.jp/>
- ・TEL・FAX 042-746-7719

**どれくらいの障害のある人が
通信で大学に通っているの？**

財団法人日本障害者リハビリテーション協会 が、昨年の5月に行った「短期大学・高等専門学 校における障害学生の修学支援に関する実態調 査」報告によると下記のとおりです。

対象：大学、短期大学、高等専門学校

回収：回収率は90.5%。回答校数は1,009校

課 程		障害 学生数(a)	全学生数 (b)	在籍率 (a/b)
大学 短大	学部(通学)	4,494	2,829,941	0.16%
	学部(通信)	583	227,166	0.26%
	大学院	272	257,813	0.11%
高等専門学校		95	59,160	0.16%
計		5,444	3,374,080	0.16%

全学生数に対する障害学生の割合が、通学より 通信の方が高くなっています。ただ、通学でき る環境があるに越したことはないので、社会環 境の充実が第一に望まれますが、選択肢もたく さんある方がいいですよ。

この調査報告は、リハビリテーション協会の情 報提供サイト「DINF」で見ることができます。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/japan/school/school02.html>

連絡先：TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

NPO法人「交通事故サポートプログラム」と代表の大下さん

かおる（脊髄損傷により手動車いすを利用している主婦）です。
今回は、名古屋市の大下申利子さん（頸随損傷）が、ご自身のつらくて悔しい体験を同じ境遇の人のために役立てたいとみずからNPOを設立したと聞き、取材させて頂きました。



NPO法人

「交通事故サポートプログラム」とは

平成17年5月に設立された、被害者による交通事故被害者を支援する活動団体です。（当事者自身による支援は全国初）交通事故被害者の未来の生活改善を支援するために相談会や情報提供サービスなどを行う一方で、講演会を各地で実施することにより、被害者が正当な補償を受けられる社会的な体制を整える活動もされています。以下、「交通事故サポートプログラム」を通称の「ジコサポ」と略します。

代表理事の大下さんのご紹介

大下さん（43歳）は、平成9年、仕事の帰りにトラックにはねられ、頸随を損傷し現在車いすを使用されています。事故当時、治療が完全に完了



するまでの補償を保険会社が全てしてくれるものと保険会社任せにし、また、自分自身に医療知識もなく、結局、労働災害や後遺障害の補償が受けられないまま示談にするしかなかったという苦い経験をされ、そして、家に閉じこもるようになってしまったそうです。そんな大下さんの背中を押したのは、偶然巡り合った医師の励まし。その出会いをきっかけに、自分が経験したつらくて悔しい体験を同じ境遇の人のために役立てたいと思い、医師や弁護士などの協力を得て、病気や保険制度などを6年間勉強されました。そして、昨年、被害者や、弁護士、行政書士、医師ら約80人でNPOを発足されました。

大下さんに聞いてみました

◆NPOを立ち上げるための仲間はどうやって集めたのですか？苦労は？

基本的には、家族（主人）に支えられ、一人から始まり、自分自身交通事故でいろいろなところへ相談していた経緯の中で、親しくなった方、その方からのつながり、相談を受けた被害者の方、その家族、さらに病院、交通事故に詳しい弁護士の方など、私自身がこの活動でのモットウとすることなどを聞いていただき、ご協力を得ています。

苦労する部分は、相談を受け、病院、弁護士の方を紹介するにあたり、ご協力いただいている方に対して、勝手に行動する被害者の方により、その後協力を得られなくなるケースがあることなどです。お気持ちはわかるのですが、現状、こういった協力してくださる、病院、弁護士の方が大変少なく、苦労してこういった繋がりを確立しても、こういったご自身のことだけを考える被害者により、他の被害者に対しての社会復帰の道筋が断たれることが辛いです。

◆社会の中での仕組みについて言いたいこと

本来は、当団体がしていること全てにおいて行政がやるべき事なのですが、過失の割合、補償問題などは、それぞれ行政で定める相談所で相談できるが、心のケアはしていないのが現状です。保険会社が治療費の支払いをし事故と聞くといやがり、被害者の受けたい検査もして頂けない。保険会社、弁護士、医者がバラバラにやっているのではうまくいかないと思います。社会問題として確立したいです。ぶると病院が困ります。だから、医者は交通

◆保険会社へ言いたいこと

結果的には最初の診断書で見極めてしまい、診断書に書かれている傷病名により治療費の打ち切りを攻撃的な電話などで宣告する、詐病（病気ではないのに病気という）ではないか？と執拗にせまるなど、被害者が精神的にダメージを受けています。

◆弁護士さんへ言いたいこと

後遺障害認定等級の内、低等級（後遺症が軽い）はお金にならないので1, 2, 3級なら進んでやるという方が多い。やる事はすべて一緒なので等級に関係なく扱ってほしいです。簡単に扱い過ぎていていると思います。交通事故専門の弁護士が全国で数名しかいないのも問題だと思えます。

◆被害者やその家族へ言いたいこと

自分自身の怪我のことを勉強し、医師とのコミュニケーションを充実させれば、賠償面でも気持ちの面でも負担は軽減しますよ。

ジコサポの活動内容

電話や面談による相談会、情報交換のための座談会などを開催している。具体的なサービスとしては、カウンセリングサービスと解決の為に必要な情報提供に限定。損害額や賠償についての相談は相談の上専門家を紹介している。

◎交通事故無料相談会

定期的な実施。交通事故被害者に遭ってどのように手続きをし、解決すればよいのかなどの相談にのっている。特に後遺症や医師とのコミュニケーションについて対応します。



◎社会への問題提起

交通事故被害者の疑問や悩みに答えると共に、これから、被害者が抱く不満や問題点を調査し社会に対して問題提起を行っていきます。

◎座談会～わははの輪～

車座になって被害者にしか分からない悩み、体の辛さ、健常者には理解できない思いを吐き出し、皆で分かち合うことが目的。

◎講演活動

様々な集まり、イベント、会合等で講演活動を行っている。交通事故はいつ誰が遭うかわからないが、遭ったときに備えておくことが大変重要。これまでの体験や被害者の方々の声を元に被害者になったときに何が必要かということを広く社会の皆さんに知ってもらうことが目的。講師の派遣もしている。

◎その他

交通事故被害者のリハビリや介護に関する情報提供、交通事故被害者の会支援事業

◎交通事故被害心の電話相談ダイヤル

TEL:052-471-1139

受付時間：毎週木曜日 13時～16時

相談会・座談会日程

○座談会 ～わははの輪～ 愛知

1月7日（日）13:00～16:00 本陣事務所

○交通事故無料相談会 愛知

1月21日（日）10:00～17:00 本陣事務所

○交通事故無料相談会 滋賀

1月27日（土）12:00～17:00

滋賀県草津市西大路町9-6

草津市まちづくりセンター2階相談室

※月に相談会2回、座談会2回ができるように努めています。

手引書「交通事故被害に遭ったら」

交通事故の損害賠償の種類や基準、自動車保険、病院での検査など、事故発生から解決までの道筋をわかりやすく解説している手引書（P17）を作成し、無料（送料は必要）で配布中。

入手方法：A5サイズの冊子が入る封筒に、返信先住所、氏名、120円切手を貼って、事務局まで送付。

NPO法人「交通事故サポートプログラム」

〒453-0021

名古屋市中村区松原町1-24 CMBi本陣N-102

TEL:052-471-1139（平日10:00～17:00）

FAX:052-526-5139 E-mail:info@jikosapo.net

URL:http://jikosapo.net

第6回 二次障害シンポジウムの報告

こんにちは。脳性まひで電動車いすを利用している“さつき”です。11月12日、東京の国立オリンピック記念青少年総合センターで行われた「障害者医療問題全国ネットワーク第6回シンポジウム」に参加したのでその報告をします。

シンポジウムの報告

今回のテーマは、「脳性まひ者の二次障害について、自分の障害を知ろう!」と、「リハビリテーション医療180日間以降の打ち切り問題について」でした。

「リハビリ打ち切り問題」

はじめにポリオの会の人たちから、「リハビリ打ち切り問題」(*1)についての報告がありました。ポリオの人にも脳性まひの人と同じように、二次障害に似た症状が出てくるということでした。リハビリが打ち切りになるのは困ると、署名活動などで「リハビリテーション医療の打ち切り制度撤廃運動」を積極的に取り組んでいます。

こんな障害当事者の動きに加え、専門家集団の「社団法人日本リハビリテーション医学会」も、「算定日数の制限は、問題症例を生み出す恐れがあり、見直しが必要」という意見書を出しています。国会でも質疑応答が繰り返され、全国から集まった44万4022人の署名簿を6月30日に厚生労働省に提出したそうですが、未だに署名に対する厚生労働省の反応はない状況とのこと。

(*1)今年4月に行われた「診療報酬改定」で、リハビリ医療が、原則として発症から最大180日に制限された。厚労省は、「除外規定があるから問題はない」、と言っているが、わかりにくい「診療報酬の算定方法の制定」により、何度も解釈資料が厚生労働省より出されています。



働省より出されており、現場は混乱し、結果として大幅な診療制限になっている現状がある。また、事前に国民に充分知らされることなく、唐突に実施したことが混乱に輪をかけている。

パネルディスカッション

脳性まひ者の二次障害について

～自分の障害を知ろう!～

コーディネーターは、障害者医療問題全国ネットワークの副代表の小佐野さん、パネラーとして障害者医療問題全国ネットワーク会員の玉井さん、横浜南共済病院の整形外科部長の近藤先生、そして、なんと私もパネラーとして参加してしまいました。

最初にコーディネーターの小佐野さんからパネラーの紹介がありました。パネラーは一人20分の持ち時間があり、玉井さんと私は二次障害体験者の立場から話しました。

玉井さんは二次障害の問題点を中心に話され

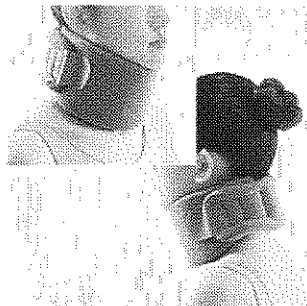


ていました。私は以前本誌に掲載した体験談のまとめたものを中心に話しました。私の場合は言語障害があるので、ダンナに代読してもらいました。

近藤先生は医師の立場から、二次障害（主に頸椎）の症状、カラーの付け方、日常生活上の注意点などを話されました。近藤先生のお話を聞いて、日常生活において、何気ない動作に気を付けることが大切だと感じました。脳性まひの人に知っておいてもらえればと思いますので、抜粋して紹介します。

○頸椎軟性装具(カラー)の正しい装着方法

- ① 必ずあごを乗せ局所の免荷をはかる（頭の重さの減少をはかる）。
- ② 症状が軽減する位置で付ける。
- ③ 夜の就寝時は少しゆるくつける。
- ④ 一人で付ける時は、あらかじめ片方をくっつけてから付ける（前後が分かれているモノの場合）。
- ⑤ 小柄な人で前の部分が高すぎる場合は、ガーゼ包帯等きつく巻いて低くする。



* タケトラ社製ソフトド

ル0号がおすすめだそうです。

http://taketora-web.com/search2/cgi-bin/detail_item.cgi?no=1

※装具の副作用

- ・ 長期連用による筋力低下。
- ・ 皮膚障害
- ・ 可動域の減少

○日常生活上の注意点

- ・ 転倒しない。
- ・ ドシンと座らない。
- ・ 前屈位を長時間続けない。
- ・ 椅子の高さを低めにし前屈位にならないようにし、できるだけ頸椎のアライメント（骨の

配列）を良好にしておく。

- ・ 車いすの頸椎固定装置（ヘッドレスト）を付ける。

私はよくドシンと座ってしまうので気を付けなければと思いました。二次障害で悩む人は大勢いると思いますが、二次障害に詳しい医師のいる病院が、まだ全国でも5～6ヶ所しかないと知り、二次障害についての問題をもっと多くの人に知ってほしいと思いました。

.....

各団体の連絡先

★主催団体

障害者医療問題全国ネットワーク
（二次障害情報ネット）

障害のある人の医療問題に関するの情報交換や、障害当事者とその家族、行政関係者や医療専門家が学び合える機会を提供することによって、生活環境の改善を図ることを目的に活動している。

連絡先：〒156-0043

東京都世田谷区松原6-39-12カーサイズミダ*101

特定非営利活動法人 自立の家内

TEL 03-3327-0971 FAX 03-3327-0972

<http://www.7a.biglobe.ne.jp/~nijinet/>

★参加団体と人

ポリオの会

連絡先：koyama@mr.g.biglobe.ne.jp

FAX:03-3872-7359

<http://www.5b.biglobe.ne.jp/~polio/>

代表玉井さんのホームページ

<http://www.5.ocn.ne.jp/~tamai/index.htm>

横浜南共済病院

連絡先：〒2360037

横浜市金沢区六浦東1-21-1

TEL 045-782-2101

<http://www.minamikyousai.jp/>

老犬と長老

堤 剋喜

晩のごちそうは骨付きの鶏のもも。塩こしょうで味付けして焼いてある。
端にアルミホイルを巻いて、手づかみでかぶりつけばいい。
食べやすいところの肉をほぼ食べてしまう頃には、茶碗のご飯もなくなってくる。

ちゃぶ台の脇で犬が待っている。
関節がつながっていて、肉がまだ少し残っている骨を犬の鼻先に持って行く。
犬は骨にかじりつく。ふつうの人なら骨を手放すだろうけれど、
＜僕がずっと持っていたら犬はどうするんだろう？
犬がうなるまで持っていてやろう。＞と骨の端をつまんだままにした。
愛玩用の小型犬とはいえ、一応肉食獣。
思ったより力が強い。苦もなく噛み砕いて骨が短くなる。
黙々と食べ続け、最後の頃には僕の指が犬の口の中に入っていた。
犬は骨を砕くときは主に奥歯を使うこと、
かむべきもの(骨)とかまない方がいいもの(僕の指)が口の中にある場合、目は使わずに、
唇や口の内側の感覚だけで、かなり高度で込み入った手加減ならぬ、歯加減ができることを習った。

食事中に身体に触れたり、えさを動かしたりしようとする、機嫌を悪くして、
態度で示してくる犬の方が多いため、僕のまねはしないのが無難だと思う。

犬の牙が人の肌を突き破るのはたやすいはず。
犬と遊んでいて、「手をかまれた」ことは何回もあるけれども、手に歯形が残った記憶はほとんどない。
犬にしてみれば、噛むつもりはなく、子犬をたしなめるために、強めにくわえた感じ。

「犬は世話をしてくれた人のことをいつまでも忘れない」とよく言われる。
けれども、我が家にやってきて、しばらく一緒に住んだ犬たちのことが忘れられず、
繰り返し思い出すのは僕の方だ。
となると、子犬として世話をしてもらったのが僕で、
世話をしてくれたのは、きっと犬たちの方だ、ということになりそうだ。

半年前、留守番電話にいとこからのメッセージが入った。
沈痛な声。「3日前にクマちゃんが死んじゃった……」
1ヶ月前から飼い犬が体調を崩して、獣医に診せたら、「満17歳。老衰だろう」。
入院させておしまい、ではかわいそうだということで、
通院させながら家族で面倒を見ていたが、ついに命がたった、とのこと。
家族の落胆はわかる。でも、犬としては幸せな一生に思える。



最近、長生きする犬が増えたらしい。素人ながら思い当たる誘因はドッグフード。
炎天下でも、水浴びしない限り、犬の背中が乾いている。人と違って汗だくにはならない。
犬は汗をあまりかかないから、人ほどミネラルをたくさん失うことはない。
人間の好みに味付けした食べ物で犬を養うと、塩分過多となりそうだ。
たぶん、ドッグフードは減塩食。

先月初めに、伯父の訃報が届いた。
遠隔の老人介護施設で、臨終に親族が誰も立ち会えなかった。
様々な事情が重なった結果、こうなったわけだし、伯父の死に犬の死を引き合いに出すのは不謹慎だ。
それでも。
老犬は、在宅介護で家族に看取られたのに、
我が一族の長老は、施設介護を受け、看取ったのは職員だけだったのか、と考え込む。

やるせない寂しさが在る。

チケットラベル ハートTOハート

悠久のエジプト浪漫9日間

毎年人気のエジプト。現地のたくましい若者に抱かれてバスの乗り降りをしたい方も大歓迎！ピラミッド、スフィンクスはもちろんのこと、ツタンカーメンのお墓も見ることができます。ルクソール神殿、アブシンベル神殿、もじつくり観光。そして考古学博物館で黄金のマスクをご覧ください。

期 間: 1月30日(火)～2月7日(水)
料 金: 398,000円(2名1室利用)
出 発: 成田・中部・関空・福岡
ポイント: 添乗員同行、現地ヘルパーあり

連休にお出かけ

ほかほか台北4日間

近くて暖かい台湾は世界中の観光客から人気があります。今回は連休を利用したの旅行なので、普段会社が休めないという方にもぴったりのスケジュール。台北市のバリアフリーはアジアでもトップクラスと言われています。

期 間: 2月10日(土)～13日(火)
料 金: 158,000円(2名1室利用)
出 発: 成田・中部・関空
ポイント: 添乗員同行、リフトバス利用

韓流リゾート 濟州島3日間

韓国ドラマにもしばしば登場するリゾート地。韓国ではお金持ちの別荘があるところとして有名です。別名「韓国のハワイ」と呼ばれている島へ行ってみましょう。

期 間: 3月29日(木)～31日(土)
料 金: 128,000円(2～4名1室)
出 発: 成田・中部・関空・福岡
ポイント: 添乗員同行、専用車利用

■申し込み・問い合わせ■

名古屋市中区錦1-20-19 名神ビル6F
TEL:052-222-7611 FAX:052-222-1223
<http://www.tictravel.co.jp/>

JTBバリアフリープラザ

自立を支える

スウェーデンケア視察ツアー8日間

福祉先進国スウェーデンの、障害者・高齢者の自立を支えるための具体的なサポートや方法について様々な角度から学べるツアー。

障害を持つ人が働きやすいように整備されている「職場の訪問」、在宅での自立生活を可能にするサポートやアドバイスを行う「理学療法士や作業療法士によるレクチャー」、
「自立を支えるケア」に欠かすことのできない「福祉用具のメーカーの訪問」、29,000人の障害者が働く「スウェーデンの国営企業グループサムハル社会福祉事業団の訪問」、
「スウェーデン国立障害研究所の福祉用具のショールーム」見学など、内容も豊富。

期 間: 3月11日(日)～3月18日(日)
料 金: 398,000円(2名1室利用)
出 発: 成田
ポイント: 添乗員同行、リフトバス利用

その他

●ベトナム世界遺産

ハロン湾クルーズとホーチミンゆったり6日間

2月25日(日)、4月15日(水) 成田発

●豪華客船「プライド・オブ・アメリカ号」

ハワイ4島周遊クルーズ8日間

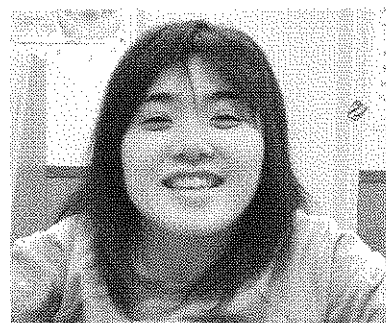
2月26日(月) 成田発

■申し込み・問い合わせ■

東京都港区芝5-34-2 春日ビル1階
TEL 03-3456-5411 FAX 03-3456-5414
<http://www.jtb.co.jp/bfplaza/>

沖縄の2つのお宿

アクセス情報担当のいづみです。作業所の仲間と沖縄旅行へ行ってきたので、その時利用したホテルを紹介します。私は、頸随損傷による四肢マヒがあり、電動車いすと手動車いすを場所によって使い分けています。今回は手動車いすで旅しました。



ホテルロイヤルオリオン

〒902-0067 沖縄県那覇市安里1-2-21
TEL 098-866-5533 FAX 098-862-9039
<http://www.royal-orion.co.jp/>
E-mail royal-orion@ryukyu.ne.jp

◎客室(ハンディキャップルーム)

部屋数:2室(405室、209室)

室料:35,000円(2名利用、税、サ別)

※年末年始、黄金週間、盆の特別期間は1室あたり5,000円アップ。

※エキストラベッド1台3,000円

広さ:入り口ドア、

引き戸(94cm)。内側の鍵、レバー式。

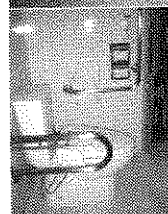
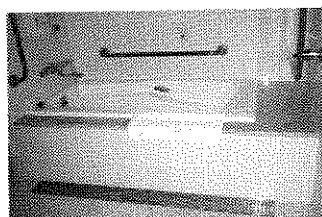
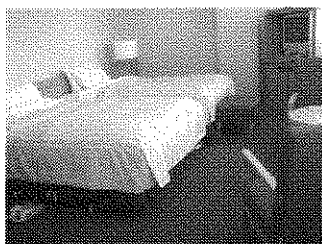
部屋全体がゆったりとした空間になっているので、電

動車いすでも十分回転ができる。

ベッド:セミダブル。高さ50cm。

浴室:ユニットバス、手すり付き(3カ所)、洗面台、シャワースペース付き。シャワーイス貸出あり。(2台、要予約)

トイレ:手すり付き、ウォシュレット、レバー式水洗



アメニティ:シャンプー、リンス、せっけん、バスタオル、フェイスタオル、歯みがきセット、ドライヤー、コーム、綿棒、シャワーキャップ、カミソリ、ガウン、スリッパ、ティッシュ。その他、冷蔵庫、テレビ、電気ポット、ティーセット

◎食事

朝食は、西洋料理『サフラン』、日本料理『かたばみ』でとれるが、西洋料理店は入口に階段、日本料理店は入口に急なスロープがあるが、どちらも店員さんが快く手伝ってくれる。その他、中国四川料理『四川飯店』(フラット)、コーヒーラウンジ、バーラウンジ&カラオケ、ベーカリー&ペストリーがある。

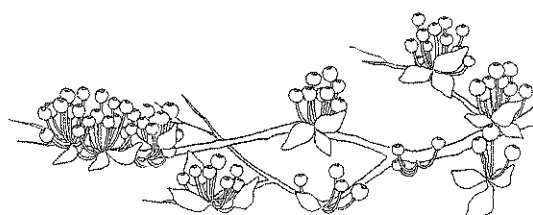
◎貸出備品 車いす2台他、ベビーベッド、ベビーカー。(無料、要予約)

◎館内障害者トイレ 1階ロビー 1カ所

◎アクセス <電車> 那覇空港からモノレールで約15分。『牧志駅』(エレベータ、車いすトイレあり)下車徒歩3分。<車で> 那覇空港から約20分。

◎周辺の観光名所

メインストリートの『国際通り』まで通り沿いに徒歩3分。『第一牧志市場』にも近い!



パシフィックホテル沖縄

〒900-0036 沖縄県那覇市西3-6-1
TEL 098-868-5162 FAX 098-868-8876
<http://www.pacifichotel.jp/index.htm>

◎客室(ハンディキャップルーム)

部屋数:8階と9階に各4室。

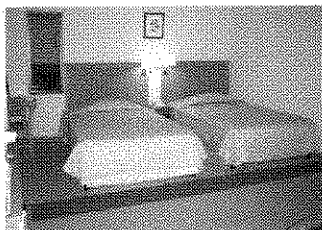
部屋タイプは2種類

- ・デラックスツインルーム(8室)
- ・コンビネーションルーム(和洋室タイプ8室)

室料(税込み、一泊朝食付き)

1人19,950円、2人24,150円、
3人25,200円、4人31,920円

広さ:客室ドアは開き戸で、幅は76cmと少し狭く感じますが、部屋の中はゆったりとした空間があり電動車いすでも十分回転できます。



ベッド:高さ47.5cmのセミダブル

トイレ:引き戸。

洋式、ウォシュレット。ただ、残念ながら手すりがなく、水洗レバーも奥あり届かず、狭くて車いすのまま中

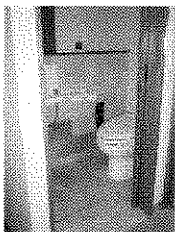


に入ることができなかった。共用トイレをおすすめ。

浴室:2枚折り戸。

浴室出入り口に1.5cmの段差があり。

浴室に続く洗面所兼脱衣所出入り口は、やや傾斜しているので注意。



アメニティー:タオル、シャンプー、リンス、ボディソープ、カミソリ、歯ブラシ、シャワーキャップ、パジャマ、ティッシュ、ドライヤー その他 テレビ、ティーセット、冷蔵庫

◎食 事

和食、中国料理、郷土料理 & 和風鉄板焼き、グリル & バイクンクなどが楽しめるレストランが4カ所ある

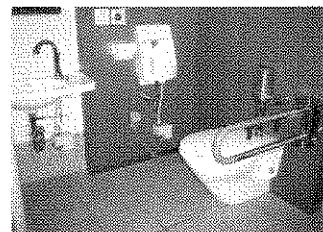
◎駐車場 350台(車いす用3台)

◎その他

ショッピングアーケード、ヨーロッパガーデン、屋外スイミングプール、フィットネス & リラクゼーションバー、美容室、ティーラウンジあり

◎館内車いすトイレ

2階に1カ所、
1階に2カ所
(2タイプ)



◎貸出用備品

車いす2台(予約制)、バスマット、浴室用いす、おけ

◎アクセス

《車》那覇空港から車で10分、《電車》ユイレール(モノレール)『旭橋駅』(エレベータ)ありから徒歩20分

◎周辺の観光

『牧志市場』などがある『国際通り』まで車で5分。『首里城』まで車で15~20分。那覇港まで徒歩10分。波の上ビーチまで徒歩8分。

その他の情報

●那覇市バリアフリーマップ

<http://www.gis.city.naha.okinawa.jp/welmap/>

●利用したリフトタクシー

沖縄交通グループ

- ・おでかけGO-ジャンボ 車いす2人と座席に4人
- ・おでかけGO- 車いす1人と助手席に1人

料金:普通タクシー料金プラス、予約料400円
沖縄県那覇市字安謝190

mail:fukushi-info@okinawa-kotsu-grp.co.jp

TEL:098-861-2239

●その他のリフト付きタクシー

介護タクシーおきな

沖縄県うるま市みどり町3-21-6

TEL/FAX 098-973-8511

福祉用具のリサイクル情報 (06/12 現在)

欲しいもの、不要なものはありませんか？

リサイクルの輪を広げよう！

◆AJU自立の家は、なごや福祉用具プラザの中で、福祉用具のリサイクル品のコーディネートと福祉用具の販売、自立生活情報の提供などを行っています。

譲りますよ！ *金額の表示のないものは無料

★ベッド、床周り品

- ・1モーターベッド(フランスベッドシングルサイズ) ¥50,000 9年使用
- ・3モーターベッド(アウラKQ) ¥50,000 2年使用
- ・3モーターベッド ¥100,000 5ヶ月使用
- ・エアーマット ¥30,000 未使用
- ・リフトマイリフティA ¥70,000 1回使用
- ・リフトつるべF2セット ¥80,000 1回使用

★移動用品

- ・手動車いす ¥15,000 10日使用
- ・手動車いす ¥20,000 10年使用
- ・リフト式電動車いす(MC-600) ¥50,000 4年使用
- ・電動車いす(MC15S) 約5年使用
- ・電動車いす(VM01) 数回使用
- ・電動三輪車 10年使用
- ・電動車いす(EMC200) ¥50,000 4年使用
- ・電動車いす(エミュー) ¥70,000 6年使用
- ・電動車いすJW-1 ¥150,000 3年使用
- ・電動四輪車(エブリデー) ¥100,000 5ヶ月使用
- ・歩行器 オパール ¥9,000 未使用
- ・シルバーカー(ヘルスパックヌーボー502) ¥1,000

★入浴用品

- ・入浴用車いす(折りたたみ式自操入浴車いす) ¥20,000 1回使用
- ・入浴用介護リフト マイティエイド80(水圧式) ¥100,000 5年使用

- ・介助ベルト(入浴用) ¥1,000 未使用

★トイレ用品

- ・ダブルトイレ パイプ式折りたたみ可 3年使用
- ・家具調トイレ自立5型R 7ヶ月使用
- ・木製ポータブルトイレ ¥1,000 時々
- ・木製ポータブルトイレEC型 ¥10,000 未使用
- ・スカットクリーン(男性用) ¥3,500 未使用
- ・尿取りパッド両面吸収タイプ ¥1,600 未使用
- ・補高便座 5cm
- ・スカットクリーン男性用(本体のみ) 約3回使用

★その他

- ・移動介助器(カールくんKH3B) 5年使用
- ・ポータブルハンドシャワー ¥6,000
- ・吸引器 ¥50,000 2年半使用
- ・医療用吸入器 ¥10,000 1回使用
- ・車いす昇降機(UD-500) ¥150,000 3年使用

「譲って」欲しい方、「譲りたい!」という方、ぜひご連絡下さい。

●AJUリサイクル相談事業部●

TEL 052-851-0059 FAX 052-851-0159

ホームページでもみることができます。

<http://www.aju-cil.com>

毎週土曜日の朝日新聞(朝刊)にも、リサイクル情報が掲載されています。

緑区の佐治さん(66歳、片まひ)より

隣接市町村のオムツ配布情報など

10月10日から25日まで、ハンドル式電動車いすと公共機関を使って、近郊の市町村をまわり情報を集めてきました。ぜひ参考にしてください。

春日井、豊山、飛鳥はインターネットと電話で聞いた情報です。これまでの経験から、行政は他の都市からの電話対応は不親切ですので、すべてを聞くには窓口へ出向くのが一番です。

皆さんも、ハンドル式電動車いすで出かけてみませんか。介護者に頼らず、行き先は気のまま自由です。単独行動はのびのびと障害のない人と同じ感覚で、明日の未来に自信がつかます。

まずは、私の15日間を紹介します。

- 10日 ハンドル型で最寄り駅から東海市役所へ(9キロ)
- 11日 ハンドル型で最寄り駅から大府市役所へ(6キロ)
- 13日 ハンドル型で最寄り駅から豊明市役所へ(6キロ)
- 14日 北名古屋市役所へ。地下鉄上小田井駅で名鉄に乗り換える予定で行くがハンドル式は乗車不可の

ため、役所までハンドル型で向かう(約5.5キロ)少し休息して、春日町へ(4.7キロ)。上小田井まで戻り昼食をとり帰路につく。ハンドル式の走行距離30キロ程。

- 17日 休養 私も人の子、66才の老人には少し…。
- 18日 地下鉄藤が丘で降りて長久手役場へ(4キロ)、その後1.5キロ東の長久手温泉施設に取材を兼ねて休息、帰路は藤が丘へは遠く、2.キロの距離のリニモの長久手古戦場より乗車、帰路へ付く。
- 20日 名鉄瀬戸線で瀬戸と尾張旭市役所へ。名鉄のためハンドル式は利用せず杖で。
- 23日 地下鉄赤池より、杖にて日進市の巡回バスで市役所へ。午後、赤池駅よりバスで東郷役場へ。
- 24日 名鉄で徒歩にて甚目寺と七宝町役場へ。名鉄バスにて大治町役場へ。
- 25日 杖で地下鉄栄より八田へ。近鉄に乗り換えで蟹江町役場へ。役場の人が親切で元気が出た。近鉄名古屋駅で名鉄に乗り換え新川橋へ。清須市は見えているが遠く、でもミニ旅行気分。

自治体名	有無	対象	内容
名古屋市	×	寝たきりを作らない為、配布しない	
東海市	○	在宅の要介護認定4、5の方、住民税非課税の世帯	紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどが購入できる介護用品券を交付。初めての月9,000円分、2ヶ月目以降6,000円分、年間75,000円分まで。指定薬局等で購入できる。
大府市			
知多市			
東浦町			
豊明市	○	在宅で65歳以上で3ヵ月以上ねたきりの方で、生計中心者の最新の市県民税額が40万円以下の世帯	対象は、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど。月額6,000円支給。
東郷町	○	在宅で65歳以上の常時寝たきりの状態にある方(要介護4、5)または、痴呆のある方(要介護1~5)、重度心身障害児(者)、難病の方。所得による制限あり	ドライシャンプー、おしり拭用ウエットティッシュ、消毒薬、使い捨て手袋も対象。5,000円、6,500円支給。
日進市	○	要介護認定で要支援か要介護と判定され、おむつを必要としている方	高齢者が使用する紙おむつの類(フラットタイプ、テープ付きパンツ、はかせるパンツ、尿取りパッド等)から本人にあったものが選べる。1ヶ月に紙おむつを購入した費用の9割相当額(100円未満は切り捨て)を支給。ただし、助成対象金額は購入費月額5,000円が上限。
長久手町	○	未確認	年間5万円までを申告制で支給。

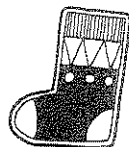
自治体名	有無	対象	内容
尾張旭市	○	在宅の要介護認定3以上の寝たきり、認知症の方	1ヶ月あたり30枚。ただし、尿取りパッドは1ヶ月あたり60枚。4～9月分と10～翌年3月分に分けて給付。
瀬戸市	○	在宅の要介護認定4以上で、住民税非課税世帯	介護用品支給券(10,000円分)を年1回発行。福祉協議会が別に2,500円支給。
春日井市	×	現在検討はしていない。	
豊山町	○	未確認	年間45,000円を上限に支給。
北名古屋市	○	在宅の要介護認定4以上で、住民税非課税世帯	年額75,000円分、毎月サイズ小は90枚、大は70枚支給。
春日町	○	未確認	財政不足の為、月額1,350円補助。
清須市	○	所得制限あり	在宅の要介護認定3以上月7,000円。
甚目寺町	×	介護保険法の制限通りの対策。	
大治町	×	町の財政上補填はしない。	
七宝町	×	補助・補填のサービスはない。	
蟹江町	○	在宅の要介護認定4以上の方で、住民税非課税世帯	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーが対象。月額5,000円。
飛鳥村	○	在宅の要介護認定4以上	年額10,000円を

未確認部分など詳細は役所へお問い合わせ下さい。

今回はハンドル式車いすのメリットについて詳しく考えてみます。

「魔法の1本針」 作品展への誘い!

片手と自助具があればセーターまで編めると言う「魔法の1本針」。その一本針で編んだ、セーター、マフラー、帽子など、10数点を



展示する予定です。編み物に興味のある方、魔法の1本針に興味のある方などなど、ぜひお越しください。入場無料。

日 時：2007年2月17日（土）～3月3日（土）
月～木 10:00～18:00
土 10:00～19:00
※金・日曜日はお休みです。

会 場：くれよんBOX（障害者トイレあり）
名古屋市昭和区小桜町3-11 羽ね屋敷1階

TEL：052-733-5955 FAX：052-733-5956
アクセス：地下鉄御器所駅（エレベータあり）
より徒歩5分
問い合わせ先：mahou1pon@hotmail.co.jp
TEL052-361-5138（留守番電話）
FAX052-361-5138

**お便りありがとうございました。
引き続き、お便り、情報などを
お待ちしております。**

〒466-0015 昭和区御器所通3-12-1 3F
AJU福祉情報誌編集部宛
TEL052-851-0059 FAX052-851-0159

着物はバリアフリーだよ！のRizさんより

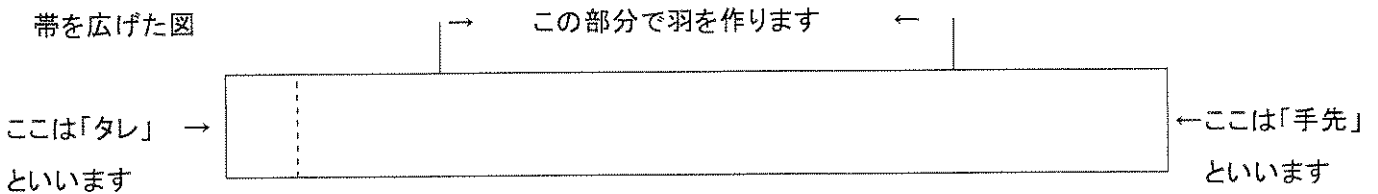
こんにちは。毎年恒例の「名古屋市シティハンディマラソン」のイベントに「車いす着付け」コーナー担当で参加しました。男性の海外の招待選手の方が「日本の着物が着れる」とわざわざ訪ねて来てくれましたが、男性用の着付けはまだ実施していなかったので、残念でした。今

後、羽織はかまの準備も考えようかなと思っています。でもモデルが必要です。どなたかその時はモデルをお願いします。

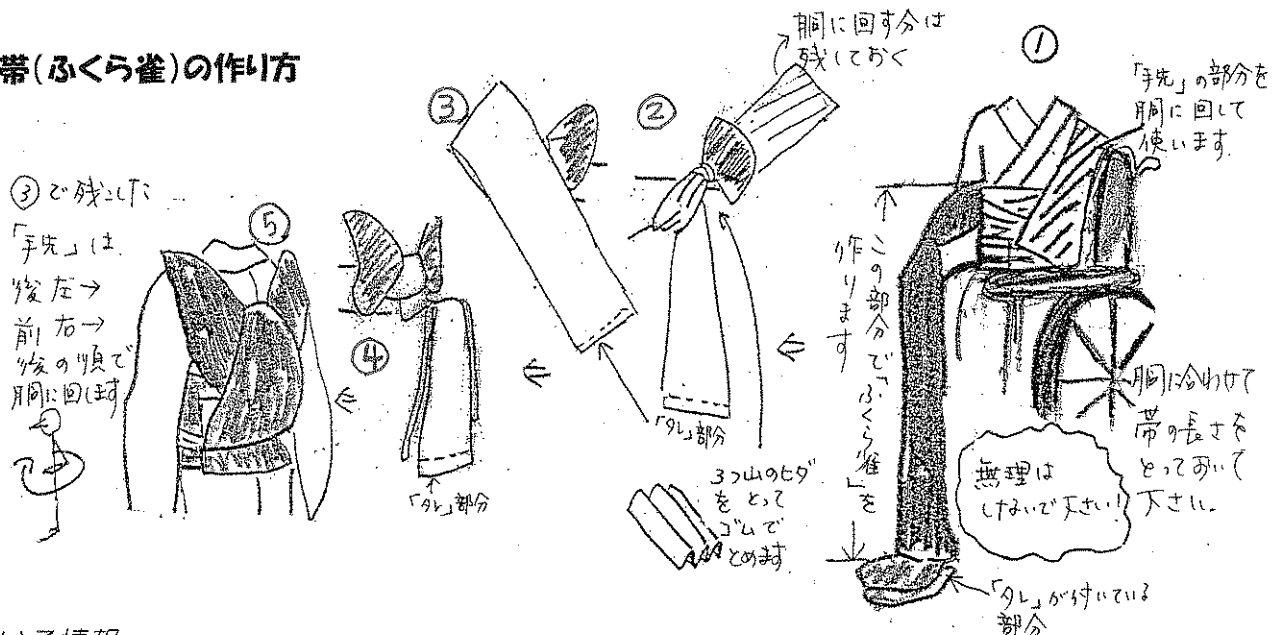
今回は、着付けの依頼よりも「帯」のご質問が多かったので、当日持ち込んだ帯を参考に簡単に「帯」の作り方を紹介します。お正月に間に合うかな？

●帯の使い方

帯を広げた図



●袋帯(ふくら雀)の作り方



いろいろ情報

福祉講座のご案内

エイズについての理解を深めましょう！

「HIVと人権情報センター」の伊藤麻里子さんを講師に迎えます。ぜひ、ご参加下さい。

日時：1月28日（日）10:45～11:45
場所：カトリック豊橋教会
豊橋市八町2-7 TEL0532-52-3897

参加費：無料
交通：豊橋駅から徒歩20分
主催：教区社会福祉委員会、AJU車いすセンター、昭和区障害者地域生活支援センター

くるっとひざ掛けぞうのみみ

さむい冬に向けて暖かい一枚、車いすでもすつきり掛けることができる膝掛けはいかがですか？サイドのカットはふくらはぎに巻き付けやすいデザインです。洗濯機であらえます。

販売価格：1,890円（税込）送料別途
持ち運びに便利な袋（別売）100円
詳細：カラー6種類、ポリエステル100%、サイズ80cm×116cm
注文方法：下記まで
（社福）AJU自立の家ピア名古屋
名古屋市昭和区恵方町2-5
TEL052-841-9994 FAX052-852-4810

第1期名古屋市障害福祉計画(案)の 意見募集中!

各自治体は、「障害者自立支援法」に基づき、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する計画「障害福祉計画」を作成することになっています。12月20日、名古屋市はこの案を作成し、市民の意見を募集しています。市外の方はぜひ地元の役所に問い合わせて、意見を言ってください。

<名古屋市の場合>

意見募集期間：平成19年1月24日(水)まで

提出方法：以下、4つ

- 郵送(平成19年1月24日消印有効)
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
- ファクシミリ 052-951-3999
- 電子メール
a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
- 直接持参(月曜日～金曜日、年末年始祝日
除く午前8時45分から午後5時15分)

資料配布場所：

- 市民情報情報センター(西庁舎1階)
- 各区役所(区情報コーナー及び福祉課)、各支所及び各区保健所

その他

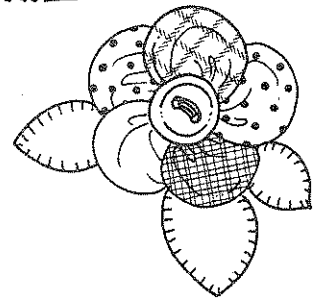
点字版、音声テキストファイルなどをご希望の方は、健康福祉局障害福祉部障害企画課へ

問い合わせ

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画育成係
TEL:052-972-2585 FAX:052-951-3999

障害者の権利条約が、 国連総会で成立!

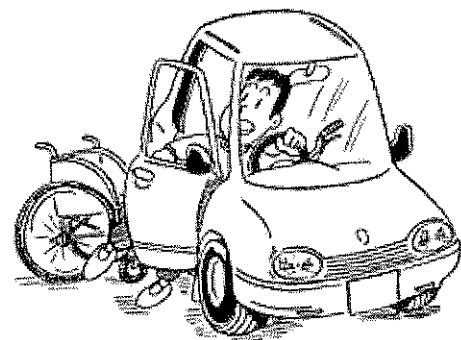
12月13日、国連総会で、障害者に対する差別撤廃と社会参加の促進を求め、初の国際条約「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、成立しました。



条約は来年3月30日から各国の署名を開始し、20ヶ国がそれぞれの国で最終的な確認・同意の手続きをした段階で効力が発生します。

21世紀初の人権条約。中味としては、障害者の権利として、市民的・政治的権利をはじめ、参加と受け入れ、教育、保健、労働、雇用などがあげられています。また、条約を結んだ国に対して、交通手段、教育、雇用、余暇活動などをめぐって障害者の立場を改善するための立法措置や行政措置を要求し、障害りある人を差別する国内の法律や慣習を廃止することも義務づけています。

各国が一日も早くこの条約を批准(確認・同意の手続きをすませる)することを願います。



駐車禁止除外指定の方法が 変わりそうです

警視庁が、見直しの内容を「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しの概要」にまとめて、パブリックコメント(市民の意見)を募集しています。

●気になる改正部分●

(パブリックコメント文書より)

2 駐車規制からの除外措置の在り方の見直し

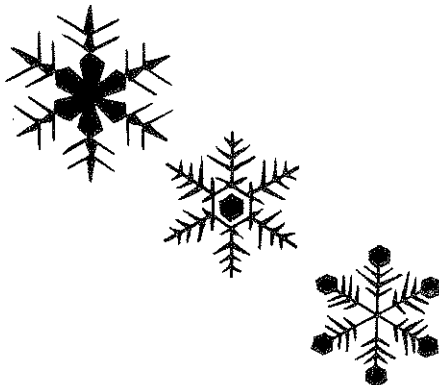
(2)エ 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両で標章を掲出しているもの及び患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって当該輸送に使用中であり、かつ、標章を掲出しているもの。

(3)標章の在り方について、次のとおり見直し等を図ることとします。

ア 交付対象は、次により車両又は身体障害者等本人に対して交付するものとする。

(イ)(2)エに規定する標章については、車両ごとに交付する方法から身体障害者等本人に対して交付する方法に改めることとし、福祉タクシー等に乗車する場合にも使用できるようにすること。

どうやら、これまでのような「車」毎にではなく、「対象となる人」に交付されるようです。また、「専ら歩行が困難な人を輸送するための車両」にも駐車禁止除外がされるようです。一歩前進ですね。でも、「専ら」の範囲がかかれていないので、緑ナンバー（事業用の車、認可を受けて運賃を取り営業する車）の車にのっている時だけなのかはつきりしません。私たちの期待としては、家族や友人の車などが中心で、どの車に乗っていてもOKであるといいですね。どんどん意見を言いましょう。



パブリックコメントは、下記ホームページで見られます。みれない方は、編集部(052-851-0059)までご連絡頂ければ、FAXします。

●ホームページ

<http://www.npa.go.jp/comment/kisei2/20061207.pdf>

●意見の締め切り 1月11日(木) 必着

●あて先

電子メール chushaiken@npa.go.jp

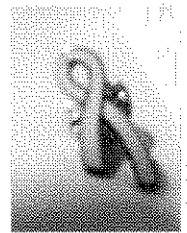
郵送 警察庁交通局交通規制課環境対策係

〒100-8974 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

FAX 03-3593-2375

イエローリボン・ピンバッジを
知っていますか？

「障害のある人びとの、その人らしい自立と社会参加をめざすためのシンボル」として、「家族や関係者のみでなく、広く一般市民の皆さんの間にも広がり、障害のある人、一人ひとりへの理解と支援の輪が全国に広がること」を願い、「障害者の地域生活確立の実現を求め全国大行動実行委員会」によって作られたものです。この^リエローリボンは一つ300円で頒布されていて、その売り上げは、障害関係団体の活動費に当てられます



【購入・問い合わせ先】

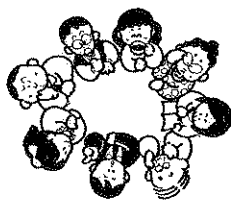
全国自立生活センター協議会

東京都八王子市明神町4-11-11-1F

TEL : 042-660-7747 FAX : 042-660-7746

“ピア・カウンセリング集中講座”開催

ピア・カウンセリングとは、障害を持った仲間同士が支えあうことです。生活における悩みや普段出しきれていない言葉を、



仲間と話し合い共有していくことで、気持ちを開放してスッキリして元気になっていくものです。講座では、仲間とたくさん話してたくさん聴くという機会（セッション）を繰り返し行います。そういったセッションから自分の気持ちと向き合って、自己信頼の回復を図っていきます。

日時：2月2日（金）13:00～16:00
3日（土）10:00～16:00
18:00～ 交流会
4日（日）10:00～16:00

場所：ウィル愛知 創作スタジオ
参加費：¥12,000

* 宿泊は希望者のみ別途料金要

講師：湯山恭子氏 加古雄一

〆 切：1月19日（金）

参加資格：障害を持った方

主催：AJU車いすセンター

共催：自立生活センター 生活塾

障害者ヘルパーステーション マイライフ西
昭和区障害者地域生活支援センター

後援：愛知県社会福祉協議会（予定）
名古屋市社会福祉協議会（予定）



一問い合わせ先

CIL生活塾事務局 担当：加古雄一
〒452-0814 名古屋屋市西区南川町92
若草マンション1F
TEL：052-506-8733 FAX：052-506-8736
MAIL：w-mylife@w3.dion.ne.jp

興味のある方ぜひご連絡ください。
申し込みも、問い合わせもお気軽にどうぞ。

名古屋市の地下鉄情報

“おまかせ情報”担当の
克己です。名古屋市交通
局との話し合いに参加し
てきたので、その中で聞
いた最新バリアフリー情
報を報告します。僕が昨日まで知らなかった
けですすでご存知の情報もあるかもしれませ
んが、その点をご容赦下さい。



①今年度すでにエレベーターが設置された駅

- ・地下鉄東山線「岩塚」（12月19日より）
車いす対応トイレあり
- ・名城線「大曾駅」（12月20日より）
車いす対応トイレあり
- ・鶴舞線「庄内緑地公園」（12月5日より）
車いす対応トイレあり

②今年度中にエレベーターが設置される駅

- ・東山線「上社」、「千種」
 - ・鶴舞線「植田」、「荒畑」
- * あわせて車いす対応トイレも設置される。
「上社」駅だけ既に車いす対応トイレあり。

③僕が知らなかったけれど、既にエレベーターも車いす対応トイレもある駅

- ・東山線「高畑」、「八田」
- ・名城線「日比野」（センチョリーホール最寄駅、コンサートに気軽に行ける！）

⑤エレベーターなど改修工事始まっている駅
・鶴舞線「川名」

⑥エレベーターの使用に時間制限のある駅

- ・桜通線、東山線「今池」
- ・桜通線、名城線「久屋大通」
- ・名城線「矢場町」
- ・鶴舞線、東山線「伏見駅」
- ・東山線「池下」
- ・東山線「名古屋」

*この内、東山線「名古屋」は、新しいビル「ミットランドスクエア」がオープンすると、始発から終電までそのビルのエレベーターが使えるようになるそうです。

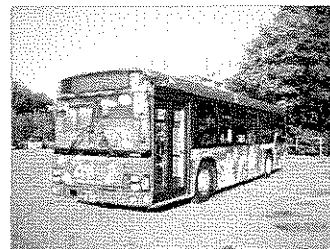
*鶴舞線「伏見」と東山線「池下」は、駅の駅長室に連絡すれば、ビルが閉まっている時間帯でもエレベーターを使用できるようにビルの管理者と交通局の間で話しがついているとの事。ビルエレベーター前に駅長室の連絡先が張ってあるわけではないので、夜遅くにこれらの駅を利用するときは、事前に駅長室の電話番号を調べる必要があります。それ以外の3駅については改善の見通しは今のところなし。

⑥エレベーターがなく、ギャラベンダーもしくはエスカレーターで対応している駅。

名城線「市役所」、「名港」「矢場町」、東山線「今池」、桜通線「国際センター」は、当面(平成22年度以降)も、改善は望めそうもないです。

三重交通のCAN^{キャン}ばす、 新たに2台低床バス導入!

車いすのまま乗れる観光周遊バスが2台増え、4台になりました。伊勢・二見・鳥羽観光が楽しめます。来年度は、CAN^{キャン}ばす専用車両残り2両も低床にする予定とのこと。



運行回数：平日13便、土日祝16便

※車いすユーザーは基本的に事前予約制とのこと。車いすスペースが1台分しかない為だそうです…。

片道運賃：宇治山田駅前・伊勢市駅前・外宮前～鳥羽大人 680円(身障者340円)、内宮前～鳥羽 大人 810円(身障者410円)

予約・問い合わせ：三重交通株式会社
乗合営業部 TEL 059-229-5533

http://www.sanco.co.jp/company/news/img/release0612_1.pdf

バリアフリーライブin可児

現在、世の中には^{ボカ}VOCA

(*1)やタイムエイド(*2)

など、多くの障碍者の自立を助ける福祉機器

が開発されています。



書籍などでも多く紹介されていて、文面や写真で目にする機会は増えてきていますが、実物を目にするためには、大都市で開催される大きなセミナーや展示会に足を運ばないと見たり触れたりできないのが現実です。みなさんに見て触れる機会を提供したい!そんな願いの元、この企画は計画されました。ぜひ、この機会に最新の福祉機器に触れ、そして実際の活用方法を学んでください。

(*1)Vocal Output Communication Aid:音声による
コミュニケーションエイドの略語

(*2)時間を分かりやすく伝えることを補助する道具
で、1日の時間の流れを把握できるようにデザイン
された時計のこと。

日 時：1月20日（土）10:00～16:00

場 所：岐阜県可児市文化創造センター

〒509-0203 岐阜県可児市下恵土3433-139

TEL 0574-60-3311 FAX 0574-60-3312

<内 容>

- ①機器の有効な使用方法についての講演会
- ②各企業による機器の展示、プレゼンテーシ
ョン

<参加協力企業>

■福祉機器関係

アクセスインターナショナル、五大エンボデ
ィ、アルカディア、NPO法人AACサポート、
明電ソフトウェア

■玩具メーカー

ベックプランネット

■福祉関連書籍

スペース96参加費：展示会 無料

<参加費> 講演会：1,000円（要申込）

主 催：自閉症と地域をつなぐ会

協 賛：中濃養護学校PTA

後 援：（予定）岐阜県教育委員会、可児市
教育委員会、岐阜県社会福祉協議会、可児市
社会福祉協議会

<アクセス>名鉄新名古屋駅より約50分、日
本ライン今渡駅下車（階段のみ、要事前予約）、
徒歩10分/JR名古屋駅より約50分、可児駅下
車階段のみ、要事前予約）、タクシーで約5分
/中央自動車道多治見ICから国道248号線経
由で約20分

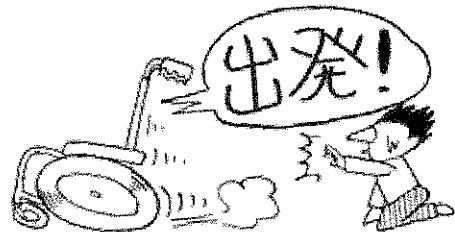
問い合わせ：FAX 050-1059-8591

E-mail：tunagukai2006@yahoo.co.jp

http://www.geocities.jp/autism_tunagukai/hukusikiki.xls

日帰り貸し切り温泉情報

温泉でゆっくり身体をあたため、日頃の疲れを
癒す、そんな日帰り旅行はいかがでしょうか？
「貸し切り家族風呂」があり、「日帰り入浴」
のできる愛知県近郊のバリアフリー温泉をご紹
介します。



★愛知県内

- 和風旅苑 源氏香（南知多温泉）
バリアフリー客室あり
愛知県知多郡南知多町大字山海海岸
TEL：0569-62-3737 FAX：0569-62-2510
- かんぼの宿 三ヶ根（三ヶ根温泉）
バリアフリー客室あり
愛知県幡豆郡東幡豆字入会山1-221
TEL：0563-62-2650 FAX：0563-62-2654

★愛知県近郊

- ホテル鞠水亭（舘山寺温泉）
バリアフリー客室あり
静岡県浜松市舘山寺町398
TEL 053-487-0531 FAX 053-487-1402
- かんぼの宿 恵那（恵那峡温泉）
電動ベッド、リフト設置のバリアフリー客室
あり
岐阜県恵那市大井町2709
TEL：0573-26-4600 FAX：0573-26-4678
- 桜香の湯（ひだ荘川温泉）
隣に道の駅があり温泉以外も楽しめる。宿泊
機能はない
岐阜県大野郡荘川村猿丸82-1
TEL：05769-2-1030

○サン浦島 悠季の里（鳥羽本浦温泉）

バリアフリー客室あり

三重県鳥羽市浦村町1254

TEL：0599-32-6111 FAX：0599-32-5233

○五感の宿『慶泉』（神代温泉）

バリアフリー客室あり

三重県鳥羽市国崎町740

TEL：0120-26-5909

○リゾートヒルズ豊浜（榊原温泉）

バリアフリー客室あり

三重県鳥羽市相差町1471

TEL：0599-33-6000 FAX：0599-33-7003

○鳥羽シーサイドホテル（鳥羽シーサイド温泉）

バリアフリー客室あり

三重県鳥羽市安楽島町1084

TEL：0599-25-5151 FAX：0599-25-6552

○そうぞの森 さるびの（大山田温泉）

バリアフリー客室あり

三重県伊賀市上阿波2953

TEL：0595-48-0268 FAX：0595-48-9811

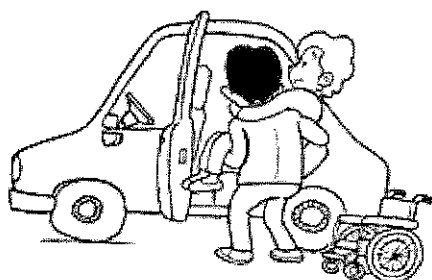
○湯元 榊原館（榊原温泉）

バリアフリー客室あり

三重県久居市榊原町5970

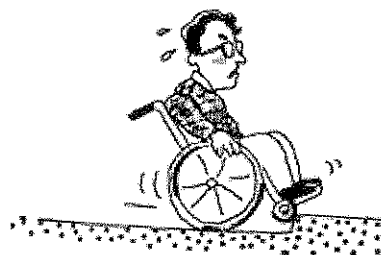
TEL：059-252-0206

*バリアフリーといっても様々です。身体状況によっては使用しにくい場合もあります。事前に設備状況等の確認をお願いします。



調査員ボランティア募集！

名古屋市では体の不自由な方や高齢者が外出する際に必要となる、街の中のエレベータや車いすトイレ、視覚障害者の誘導設備の有無等のバリアフリー情報の提供をおこなうために、定期的に「バリアフリーMAP」の作成をおこなっています。今回はこの「バリアフリーMAP」作成に関わる調査員（障害のない方）の募集をします。



○主な仕事の内容

・施設への訪問調査

掲載対象の施設に障害当事者と3人程度のグループで実際に訪問し調査をしていただきます。

・事務局等作業

冊子作成に関わる事務的な作業及びデータの入力や編集のお手伝い。

○募集の条件

20名～30名 学校のクラス単位でもOK

対象は、18才以上(男女問わず。平日の調査が可能な方)

○調査日時

平成18年の11月から1月の間の平日が主になります。

○報酬 交通費のみ

○問い合わせ先

わだちコンピュータハウス

ユニバーサルサービス事業部 担当：田中

TEL：052-841-9888 FAX：052-841-1015

〒466-0025 名古屋市昭和区下構町1-3-3

医療相談室

長年、診療機関で障害を持つ仲間の医療ケアに携わってみえた「リハビリテーション医の万歳登茂子先生」のご協力で開催。

<相談日> 1月20日、27日、2月10日、17日
いづれも土曜日、予約制、30分程度
時間は要相談

<対象> 障害を持っている人

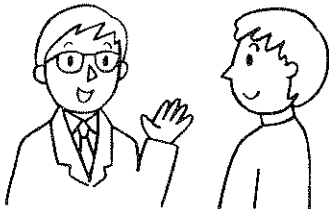
<費用> 無料

<受付> 自立生活情報センター

TEL 052-841-6677 FAX 052-841-6622
E-mail : johoc@aju-cil.com

<場所> 名古屋市昭和区恵方町2-15

(社福) AJU自立の家 サマリアハウス内相談室



生活の道具相談室

障害当事者、福祉、医療関係者が有志で開設。
道具の導入相談、道具の工夫や制作に対応。

<相談日> 1月20日、2月3日、17日
いづれも土曜日の午後1:30~

* 事前にご連絡をいただくとスムーズです

<費用> 無料

<受付> サマリアハウス 浅井

TEL 052-841-5554 FAX052-841-2221

<場所> 名古屋市昭和区恵方町2-15
(社福) AJU自立の家サマリアハウス内

やさしい住まいの支援ネット

障害当事者、福祉、医療、建築関係者が有志
で開設し、住宅の改造などの相談に対応。

<相談日> 生活の道具相談室と同じ

* 受付、場所は生活の道具相談室と同じ

ホームページができました！！

<http://sumai-sien.hp.infoseek.co.jp/>

介助者との関係の取り方情報募集

利用者負担や報酬単価の問題はありますが、以前よりヘルパーを利用する人が増えています。そんな中、読者の方から「介助者とうまくつきあう方法を教えて！」という声が届いています。次号で掲載する予定ですが、ぜひ皆様も編集部（左連絡先まで）ご意見下さい。

例えば、

○私もこんな事に悩んでいます

○ヘルパーさんと食事をとるとき、ヘルパーさんの食事代どうしてます？

○話も合うし、テキパキしているし、満足しています。

○ヘルパーが遅刻してきたときどうしてます？

○思いこみで動いちゃう人、困ります。

などなど。どうぞよろしくお願ひいたします。

情報募集中！

自立支援法への意見、街で見つけたアクセシブルな穴場、ちょっとおかしな？と思う車いすトイレの作り、親切なお店、グルメなお店、みんなに聞いて欲しい事件などなど、皆さんからの情報をお待ちしています。

ぜひぜひ、編集部までご連絡下さい

■編集部 TEL 052-851-0059

FAX 052-851-0159

メール : johoc@aju-cil.com

お待ちしております



隔月発行

年間購読料 1,500 円

振込先：郵便局 00890-0-90573